

公の施設の指定管理者の指定（飯田市休日夜間急患診療所）について

1 公の施設の概要

(1) 基本情報

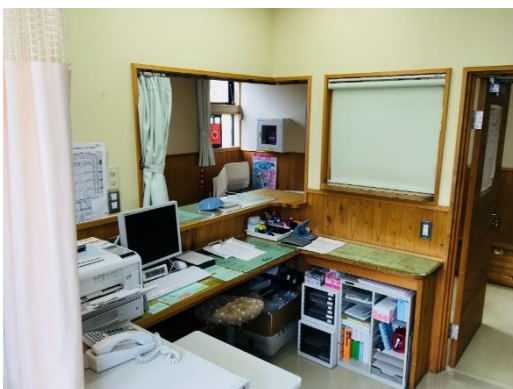
ア 施設名（通称）	飯田市休日夜間急患診療所
イ 所在地	飯田市東中央通5丁目96番地
ウ 設置年月日	平成7年4月1日
エ 設置目的	休日及び夜間における急病患者に対し応急の診療を行うため
オ 施設・設備	<p>玄関、待合室、事務所、受付、投薬室、診察室、点滴・処置室、倉庫、医師控室、更衣室</p> <p>木造平屋建、延べ床面積 165.62㎡ 敷地面積 740.09㎡</p>
カ 施設の写真	



外観



受付・会計（外から）



受付・会計（内部）



診察室

## (2) 管理の状況

ア 施設を管理する所管課	健康福祉部 保健課
イ 現在の管理方法	指定管理者制度
ウ 指定管理者制度導入年月日	平成18年4月1日
エ 現在の指定管理者名（募集方法）	飯伊地区包括医療協議会（非公募）
オ 現在の指定管理期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
カ 指定管理者が行う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内科及び小児科の診療に関する業務</li> <li>・診療所の建物、敷地及び設備の維持並びに管理に関する業務</li> </ul>

## (3) 利用の状況（有効性）

ア 営業（開館）状況	令和3年度	令和4年度	備考
日数	365	365	
利用者数	1,668	1,918	
その他（ ）			
イ 利用者のニーズ・意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の性質上、アンケートは実施していないが、大きな苦情等はなく、休日夜間に必要な医療体制を提供することで利用者のニーズに対応している。</li> </ul>		
ウ 利用者のメリット（利便性の向上、利用者の増加、地域活性化等の効果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日夜間の診療体制の構築は行政と医療機関だけでは調整が困難であり、指定管理者が地域医療を一本化する窓口として包括的に調整している。</li> <li>・休日夜間の診療体制を安定的に構築、継続することで、市のみならず飯伊医療圏における安全安心の確保につながっている。</li> </ul>		

(4) 収支の状況（効率性）

ア 決算	令和3年度（円）	令和4年度（円）	備考
収入（A）	57,295,882	56,709,308	
市支出の指定管理料	4,867,000	3,590,000	
負担金（診療報酬）	32,891,520	41,147,000	
補助金（待機料）	18,560,480	11,015,000	
繰越金	967,745	953,334	
その他	9,137	3,974	
支出（B）	56,342,488	56,170,320	
報酬・給与費他	35,364,611	36,796,732	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同時流行に向けて検査キットを備蓄したため、医療材料費が増加。</li> <li>・感染性廃棄物処理の増加により、手数料が増加。</li> </ul>
医薬材料費	737,248	1,574,847	
負担金（待機料他）	13,058,200	13,066,600	
執務医交通費	1,314,000	1,314,000	
消耗品費・備品購入費	3,406,308	688,242	
光熱水費	345,302	353,000	
保険料、手数料他	881,624	1,026,445	
使用料・賃借料	426,259	447,219	
その他	808,936	903,235	
収支（A－B）	953,334	538,988	
イ 運営上のメリット（経費の節減、職員事務量の削減の効果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の職員により専門性の高い診療所の運営がされることにより、市担当職員の事務の軽減につながっている。</li> </ul>		

2 指定管理者選定の経過

(1) 募集の状況

ア 募集方法（公募・非公募）	非公募
非公募の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次救急医療を担う医療施設として、年間70日以上の日と365日の夜間診療を継続して提供するためには、直営や単独の医療機関での対応は困難である。</li> <li>・医師会を中心とした関係機関との調整を行うための専門性が求められるため。</li> </ul>
イ 指定管理者が行う業務	<p>飯田市休日夜間急患診療所 管理運営業務仕様書抜粋</p> <p>8 使用料等の納付及びその額</p> <p>(1) 使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）は、条例の定めるところにより、施設において診療を受ける者に納付させること。</p> <p>(2) 使用料等の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条（同法第149条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条の規</p>

イ 指定管理者  
が行う業務  
(つづき)

定による厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法及び費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）に基づき算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受ける場合は、長野労働局長と協定した額とし、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用を受ける場合は、算定方法等に基づき算定した額に 1.5 を乗じて得た額とする。これらに定めのない使用料等の額は、条例に定める額とする。

#### 10 実施する業務について

指定管理者は、条例第 6 条に掲げる次の業務を行うものとする。

- (1) 内科及び小児科の診療に関する業務
- (2) 診療所の建物、敷地及び設備の維持並びに管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

#### 11 業務を実施するにあたっての留意事項

##### (1) 職員に関すること

ア 診療に関する事務及び施設の維持管理を適正に行うため、業務開始日までに必要な人員を配置して研修等を行なうこと。なお、職員の勤務形態は、業務に支障が無いように定めること。

(ア) 施設の維持管理担当者 施設の維持及び管理に関する業務 1人以上

(イ) 受付事務担当者 施設を利用しようとする者に対する受付事務 1人以上

##### (2) 運営に関すること

ア 公共の施設として、利用者の区別なく公平に利用できるようにすること。

イ 施設内でサービス等を提供しようとする者に対しては、施設の目的、利用者のニーズに沿ったものであるか判断の上で許可を行うこと。

##### (3) 危機管理事案に関すること

ア 危機管理事案への対応

イ 損害の賠償等

##### (4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

施設の適正な運営のため、通常の清掃業務のほか、設備等に関する保守管理を行うこと。

##### (5) 個人情報等の保護及び業務上の秘密の管理に関すること。

ア 施設の適正な管理運営のため、飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、業務上の秘密の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じること。

イ 個人情報等の保護の体制をとり、職員に周知徹底すること。

イ 指定管理者 が行う業務 (つづき)	(6) 苦情処理 利用者からの苦情を対応する窓口を設置して周知するとともに、寄せられた苦情に対して迅速かつ適切に対応すること。
	(7) アンケート調査及び自己評価 ア 定期的に利用者からの意見聴取や満足度等の把握を行うこと。実施時期や項目については、市長と協議の上定める。 イ 実施結果及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施して、その報告書を事業報告書とともに設置者に提出すること。
指定管理料	令和5年度の指定管理料を上限額とする/年
ウ 応募者数	1 団体

(2) 選定の結果

ア 団体の概要

(ア) 名称・商号	飯伊地区包括医療協議会
(イ) 代表者	会長 原 政博
(ウ) 所在地	飯田市東中央通5丁目96番地
(エ) 設立年月日	昭和49年2月26日
(オ) 設立目的	地域住民の健康増進に寄与することを目的に、救急医療事業と地域医療問題・課題に取り組む。
(カ) 基本財産	—
(キ) 役員・職員	顧問2名、会長1名、副会長6名、理事13名、監事3名、幹事長1名、幹事7名、事務局長1名、事務担当者1名

イ 選定の理由（令和5年飯田市告示第170号）

候補者は、地域住民の健康増進に寄与することを目的に、飯田市、飯田保健福祉事務所、飯田医師会など複数の保健衛生団体で構成された団体である。

また、当該候補者は、飯伊医療圏を包括した医療、保健衛生等に精通し、当該候補者を構成する複数の団体との調整を滞りなく行っており、緊急救急医療体制の確立及び維持といった特殊性のある業務を、設立当時の目的に沿って適切に行っている。

このように、当該候補者は、当該施設の運営のための知見と技能を有していると認められ、的確な管理運営が期待できる。

## (3) 評価の視点 (適格性)

区分	配点	得点	評価
ア 指定管理者としての適性	10	8.75	休日及び夜間における急病患者に対する診療体制を構築するための専門性を有している。
イ 施設の有効活用	10	7.50	適切な施設管理と診療報酬請求事務に取り組むことで、有効活用がされている。
ウ 利用者対応 (改善姿勢)	20	15.00	接客サービス及びマナーの研修を行うことで、改善に取り組むこととしている。
エ 事業収支 (収支の妥当性)	10	7.50	事業計画に基づく適切な収支予算の見積りが提案されている。((4)に掲載のとおり)。
オ 職員配置等の管理体制	20	15.00	事務担当者、看護師、医師を当番制により、業務に必要な職員が配置されている。
カ 危機管理の対応等	20	15.00	感染対策等に留意しながら必要な医療提供を行う体制が検討されている。
キ 地域連携・地域貢献	10	7.50	協議会を構成する保健衛生団体が緊密に連携することで、診療体制の維持に努めている。
合計	100	76.25	

(備考) 適格の合否基準は、評価得点の合計50点以上と定めた上で評価

## (4) 提案された令和6年度の事業収支 (収支予算の見積り)

項目	金額 (円)
収入 (A)	58,814,000
指定管理業務に係る収入	58,814,000
市支出の指定管理料	3,590,000
負担金 (診療報酬)	41,629,000
補助金 (待機料)	13,385,000
繰越金	200,000
その他	10,000
支出 (B)	58,814,000
報酬・給与費他	37,264,000
医薬材料費	3,300,000
負担金 (待機料他)	13,137,000
執務医交通費	1,323,000
消耗品費・備品購入費	738,000
光熱水費	353,000
保険料、手数料他	952,000
使用料・賃借料	518,000
その他	1,229,000
収支 (A - B)	0